

関西文化学術研究都市 けいはんな学研都市

けいはんな学研都市立地企業等に対する優遇税制概要

(一定の要件に該当する研究施設等には、国及び地方公共団体による下記の税制上の優遇措置が受けられます。)

<国税の特例>

「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく法人税の特別償却(けいはんな学研都市のみに適用される課税特例です。)

「総合特別区域法」に基づく課税の特例

<地方税の特例>

京都府・大阪府・奈良県・京田辺市・木津川市・精華町・枚方市・四條畷市・奈良市・生駒市

本パンフレットの内容につきましては、当推進機構にお問い合わせください。

公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構	0774-95-5105	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7
-----------------------	--------------	--------------------------

制度所管行政機関等

<国>「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく法人税の特別償却関係

国土交通省	都市局都市政策課 都市政策調査室	03-5253-8111	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館
-------	------------------	--------------	-------------------------------------

<国>「総合特別区域法」関係

内閣府地方創生推進事務局	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/
--------------	---

「関西イノベーション国際戦略総合特区」関係

関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局	http://kansai-tokku.jp/
----------------------	---

<府>「総合特別区域法」に基づく課税の特例関係(国際戦略総合特区事業の実施に関すること)

京都府	商工労働観光部 文化学術研究都市推進課	075-414-5196	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
-----	---------------------	--------------	--------------------------

<公財>「総合特別区域法」に基づく課税の特例関係(けいはんな地区協議会及び総合特別区域制度等に関すること)

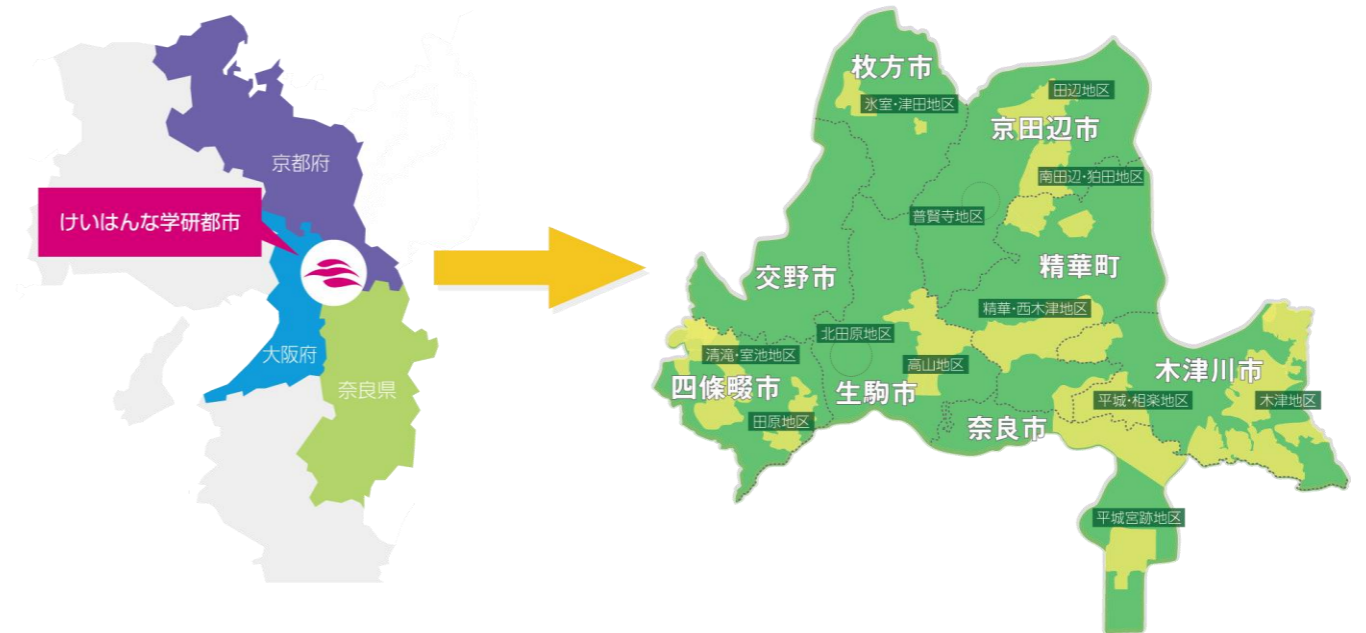
公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構	0774-95-5105	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7
-----------------------	--------------	--------------------------

<府県> 不動産取得税等関係

京都府	商工労働観光部 文化学術研究都市推進課	075-414-5196	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
大阪府	政策企画部 広域調整室 事業推進課	06-6941-9776	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
奈良県	産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課	0742-27-8813	〒630-8501 奈良市登大路町30

<市町> 固定資産税関係

京田辺市	経済環境部 産業振興課	0774-64-1364	〒610-0393 京田辺市田辺80
木津川市	マチオモイ部 観光商工課	0774-75-1216	〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9
精華町	事業部 産業振興課	0774-95-1903	〒619-0285 相楽郡精華町南福八妻北尻70
枚方市	市民生活部 税務室 資産税課	072-841-1361	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20
四條畷市	総務部 税務課	072-877-2121	〒575-8501 四條畷市中野本町1-1
奈良市	観光経済部 産業政策課	0742-34-4741	〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1
生駒市	地域活力創生部 商工観光課	0743-74-1111	〒630-0288 生駒市東新町8-38



令和3年4月



公益財団法人
関西文化学術研究都市推進機構

けいはんな学研都市の税制優遇制度

国税の特例

「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく法人税の特別償却（以下「学研税制」という。）

① 目的	事業者の活力を十分に活かして多様な規模・機能の文化学術研究施設の立地促進を図り、新産業創出等国民経済の活性化を図るために、特別償却の適用が認められます。	④ 特別償却の内容	○建物及びその附属設備は、取得価額の6/100が特別償却費となります。 ○機械及び装置は、取得価額の12/100が特別償却費となります。
② 対象法人	青色申告書を提出する法人（連結申告法人を含む）が対象となります。	⑤ 対象エリア	学研都市の「文化学術研究地区」が対象となります。
③ 対象施設	技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、新設又は増設に係るもの ○建物及びその附属設備の取得等の資金の額（以下「取得価額」という。）が3.5億円以上 ○機械及び装置は1台又は1基の取得価額が400万円以上	⑥ 対象事業	対象事業の指定はありません。
		⑦ 適用期限	令和5年3月31日までに、事業の用に供する必要があります。

Q1 そもそも特別償却とは何ですか？ 進出企業にとってのメリットは？	A1 特別償却とは、対象設備について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の取得価額の一定割合を普通償却限度額に加算して償却できる制度のことで、学研税制は、早期償却により、法人税の支払を繰延べたり、投下資本の早期回収に効果があります。 なお、学研都市立地の場合には、本制度だけでなく、条件によっては、下記の地方税特例制度や府県市町の補助制度さらには低利融資制度の適用があります。〈適用事例参照〉
Q2 対象エリアとなる「文化学術研究地区」とはどこですか？	A2 「文化学術研究地区」とは、次の12地区です。（但し、普賢寺及び北田原は未開発等で現在は不適用） ○京都府（田辺、南田辺、狛田、木津、精華、西木津、平城・相楽<京都府域>、普賢寺） ○大阪府（氷室・津田、清滝・室池、田原） ○奈良県（平城宮跡、平城・相楽<奈良県域>、高山、北田原）
Q3 土地や工場にも適用されますか？	A3 土地は適用外ですが、工場でも上記③に該当する研究所用の施設の部分は適用になる場合があります。
Q4 対象施設の「取得等資金の額とは」？	A4 対象となる施設の取得又は制作若しくは建設に必要な資金の額のことで、
Q5 本制度の適用を受ける手順は？	A5 当該対象施設を設置することが、「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく建設計画の達成に資することにつき、国土交通大臣の証明書を取得していただきます。そして、当該対象施設が事業の用に供された場合に、この証明書を添付の上、青色申告をしていただくこととなります。

「総合特別区域法」に基づく法人税の特別償却・税額控除（以下「総合特区税制」という。）

税目	特別内容（適用税率）	対象	対象者	対象事業	対象エリア
法人税	特別償却	17% 建物とその附属設備・構築物 1億円以上	青色申告書を提出する法人で、総合特区法の規定による指定法人であること	国の認定を受けた「関西イノベーション国際戦略特区」計画に定められた以下の分野の事業 ・医薬品 ・医療機器 ・先端医療技術 ・先制医療 ・バッテリー ・スマートコミュニティ	学研都市における国際戦略総合特区の区域内（京都府の一部）
	特別償却	34% 機械・装置 1台あたり2千万円以上 開発研究用器具・備品 1台あたり1千万円以上			
	税額控除 (当期の法人税額の20%相当額を限度)	5% 建物とその附属設備・構築物 1億円以上			
	税額控除 (当期の法人税額の20%相当額を限度)	10% 機械・装置 1台あたり2千万円以上 開発研究用器具・備品 1台あたり1千万円以上			

〈注〉 同一対象物につき、学研税制及び総合特区税制に係る特別償却等の重複適用はできません。

〈国税・地方税特例の適用事例〉

A社が3.5億円の研究所と3千万円の機械と1億7千万円の土地（いずれも研究の用に供される部分のみが対象）を取得した場合

Q1 学研税制による法人税の特別償却費はいくら？	A1 3.5億円 × 6/100 = 2,100万円 3千万円 × 12/100 = 360万円 計 2,460万円
Q2 学研税制による初年度の法人税の負担軽減分はいくら？	A2 2,460万円 × 23.4/100 (大企業の場合の法人税率) = 575万円
Q3 上記事例で地方税特例の適用がある場合はどうなるの？	A3 ・不動産取得税(0.4%とする)概算軽減分 5.2億円 × (0.04 - 0.004) = 1,872万円…A ・固定資産税概算軽減分(取得額と評価額を同額とする。) 初年度 5.5億円 × (0.014 - 0.0014) = 693万円 ① 2年度 5.5億円 × (0.014 - 0.00467) = 513万円 ② 3年度 5.5億円 × (0.014 - 0.00933) = 256万円 ③ ①+②+③ = 1,462万円…B A + B = 3,334万円

地方税の特例

〈京都府・大阪府・奈良県〉

税目	特別内容（適用税率）	対象
不動産取得税	京都府は0.4% 大阪府・奈良県は0.3%	家屋の敷地である土地
	0.4%	家屋
府県固定資産税	初年度 0.14%	償却資産
	第2年度 0.467%	
	第3年度 0.933%	

対象者	特例要件等
新・増設する者	(1)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円又は3.5億円以上 (2)建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (3)土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合

〈京田辺市・木津川市・精華町・枚方市・四條畷市・奈良市・生駒市〉

税目	特別内容（適用税率）	対象
市町固定資産税	初年度 0.14%	償却資産、家屋及びその敷地である土地
	第2年度 0.467%	
	第3年度 0.933%	

〈京都府〉

税目	特別内容	対象	対象者	対象事業
不動産取得税	最大1/2軽減	家屋 工場の場合 2,700万円超 研究所・開発拠点 5,000万円超 及びその敷地である土地	工場等を新増設、移設、建替する者（雇用の創出が条件）	製造業 ソフトウェア業 情報処理サービス業

〈大阪府〉

税目	特別内容	対象	対象者・対象事業	対象エリア
不動産取得税	1/2軽減 (上限2億円)	家屋又はその敷地である土地 (対象不動産には条件があります。)	自己の事業の用に供するために対象不動産を取得した者のうち、対象不動産の取得に関して市町村の優遇措置を受けた者。	(産業集積促進地域) 枚方市津田サイエンスヒルズ地区

〈奈良県・奈良市〉

税目	特別内容	対象	対象者	対象事業
不動産取得税	課税免除		知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者のうち、国の先進性確認を受けた事業者	奈良県未来投資促進基本計画に掲げる以下①～⑥の分野で、売上(5%)及び付加価値額(3,775万円)の増加が期待される事業
県固定資産税	課税免除 (3年間)	建物、付属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円超のもの (農林漁業関連業種は5,000万円超)	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者	①奈良県における食品品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野 ※②以降の分野については、お問合せ下さい。
市固定資産税				

〈注〉 不動産取得税特例により0.4%の適用がある場合は、適用除外

〈注〉 不動産取得税特例により0.4%（又は0.3%）の適用がある場合は、適用除外

〈注〉 その他事業税の特例あり。